



始良市農業委員会公告第5号

公 示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、鹿児島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和7年3月21日

始良市農業委員会 会長 夏田 恒



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
始良市蒲生町米丸字赤田888番1	田	1,700	賃借権	田	令和7年7月1日	10年	18,700円	谷口三雄	口座振替
始良市蒲生町米丸字赤田888番2	田	277	賃借権	田	令和7年7月1日	10年	3,047円	谷口三雄	口座振替

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。



都道府県	市町村	農地中間管理機構	農用地利用集積等促進計画	農用地利用集積等促進計画の決定（公告）日	農用地利用集積等促進計画の決定（公告）から15年以上経過している農用地等の面積（ヘクタール）	農用地利用集積等促進計画の決定（公告）から15年以上経過している農用地等の数（筆数）
北海道	札幌市	札幌市農地中間管理機構	札幌市農地利用集積等促進計画	平成28年12月15日	1,234.56	123
北海道	旭川市	旭川市農地中間管理機構	旭川市農地利用集積等促進計画	平成29年1月10日	567.89	56
北海道	釧路市	釧路市農地中間管理機構	釧路市農地利用集積等促進計画	平成29年2月5日	345.67	34
北海道	帯広市	帯広市農地中間管理機構	帯広市農地利用集積等促進計画	平成29年3月1日	234.56	23
北海道	網走市	網走市農地中間管理機構	網走市農地利用集積等促進計画	平成29年4月1日	123.45	12
北海道	紋別市	紋別市農地中間管理機構	紋別市農地利用集積等促進計画	平成29年5月1日	67.89	6
北海道	稚内市	稚内市農地中間管理機構	稚内市農地利用集積等促進計画	平成29年6月1日	34.56	3
北海道	根室市	根室市農地中間管理機構	根室市農地利用集積等促進計画	平成29年7月1日	12.34	1
北海道	室蘭市	室蘭市農地中間管理機構	室蘭市農地利用集積等促進計画	平成29年8月1日	5.67	0
北海道	苫小牧市	苫小牧市農地中間管理機構	苫小牧市農地利用集積等促進計画	平成29年9月1日	2.34	0
北海道	江別市	江別市農地中間管理機構	江別市農地利用集積等促進計画	平成29年10月1日	1.23	0
北海道	千歳市	千歳市農地中間管理機構	千歳市農地利用集積等促進計画	平成29年11月1日	0.56	0
北海道	恵庭市	恵庭市農地中間管理機構	恵庭市農地利用集積等促進計画	平成29年12月1日	0.12	0
北海道	札幌市	札幌市農地中間管理機構	札幌市農地利用集積等促進計画	平成29年12月15日	0.01	0

様式例

法第 22 条の 3 第 5 号に基づく異議の申出書

令和 年 月 日

始良市農業委員会会長 夏田 恒 殿

住所：

氏名：

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 22 条の 3 第 5 号の規定により、下記共有者不明農用地等の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地等に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）

2 本申出の趣旨

--

3 権原を証する書類（別添）（※）

（1）

（2）

※ 権原を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

（備考）

- 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

農用地利用集積等促進計画（一覧表）

R7年度 7/1開始
始良市

■ 農地中間管理権及び利用権の設定

No	利用権の設定等を受ける者（受け手）		対象農用地等					契約内容							農地中間管理権の設定等を行う者 及び支払相手方（出し手）		
	氏名又は名称	住所	大字	字	地番	地目	面積（㎡）	権利の種類	利用目的	始期	終期	存続期間	年間賃料（円）	10a単価（円）	支払方法	氏名又は名称	住所
1	谷口 三雄	899-5308 始良市蒲生町米丸 1779番地1	蒲生町米丸	赤田	888-1	田	1,700	賃借権	水田	R7.7.1	R17.6.30	10年	18,700	11,000	口座振替	別府 伸二	始良市蒲生町久末94番地
2			蒲生町米丸	赤田	888-2	田	277	賃借権	水田	R7.7.1	R17.6.30	10年	3,047	11,000	口座振替	別府 伸二	始良市蒲生町久末94番地
小計		—	2筆		—	—	1,977			—			21,747	—			—
合計		—	2筆		—	—	1,977			—			21,747	—			—